

項 目	業 務 内 容	関連図書等
(7) 工程把握及び工事促進指示	<p>② 別途発注工事に重なり当該工事を施工する場合は、契約書の部分使用及び部分引渡しに関する規定に従わなければならない。</p> <p>受注者からの履行報告又は実施工程に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第34条 契 第39条</p> <p>契 第11条 共仕1-1-1-24</p>
(8) 工期変更協議の対象通知	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第22条、第23条第1項及び第44条第2項の規程に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>共仕1-1-1-15</p>
(9) 総括監督員への報告 1) 工事の変更、中止及び工期の延長の検討並びに報告	<p>① 工期を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、その内容を検討し、総括監督員へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その内容を検討し総括監督員に報告する。</p>	<p>契 第20条</p> <p>契 第22条</p>
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	<p>工事目的物若しくは工事材料等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、総括監督員に報告する。</p>	<p>契 第28条</p>
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物、工事仮設物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を総括監督員に報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、総括監督員に報告する。</p>	<p>契 第30条 共仕1-1-1-38</p> <p>契 第30条</p>
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害等の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、総括監督員に報告する。</p>	<p>契 第29条</p>
5) 部分使用の確認及び報告	<p>部分使用を行う場合は、品質及び出来形を中間検査に準じた検査を行い、総括監督員に報告し、次の事項を実施しなければならない。</p> <p>① 受注者の承諾を得る。</p> <p>② 使用部分は管理者の責任を持って使用する。</p> <p>③ 使用したことにより損害が生じたときは、費用を負担する。</p> <p>④ 使用することに法的手続き等の必要性を確認する。</p> <p>⑤ 完成検査で施工完成が確認出来ない（重複施工等）部分使用は、部分引渡（部分完成検査）の検査を行う。</p>	<p>契 第34条 共仕1-1-1-22</p>
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	<p>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査を行い、総括監督員に報告する。</p>	<p>契 第38条 共仕1-1-1-20A</p>
7) 部分引渡し	<p>工事完成前に指定部分の引渡を受けることができる。5)⑤の当該工事以外で使用する場合、及び他工事と重複施工等により、当該工事の完成時に施工確認検査のできないもの等の場合は部分完成検査を実施する。</p>	<p>契 第39条</p>
8) 工事関係者に関する措置請求	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事</p>	<p>契 第12条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書等
<p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p> <p>10) 工事の未着手</p>	<p>の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、総括監督員に速やかに報告する。</p> <p>① 契約書第48条第1項及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、総括監督員に対して速やかに報告する。</p> <p>② 請求者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、総括監督員に報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形部分並びに材料等の調査を行い、総括監督員に報告する。</p> <p>受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が確保されないおそれが認められたときは、速やかにその理由を調査して総括監督員に報告する。</p>	<p>契 第47条 契 第48条 契 第49条 契 第50条 契 第51条</p>
<p>2. 施工状況の確認等</p>		
<p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 指定材料の確認</p> <p>(3) 施工体制の点検</p> <p>(4) 工事施工の立会</p> <p>(5) 工事施工状況の確認 (段階確認) (中間検査)</p>	<p>下記の事前調査業務を行う。</p> <p>① 工事基準点の指示。 ② 既設構造物の確認。 ③ 支給（貸与）品の確認。 ④ 事業損失防止家屋調査の立会い。 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握。 ⑥ 工事区域用地の把握。 ⑦ その他必要な事項。</p> <p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質、規格等の試験、立会い又は確認を行う。</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において、把握することとされている事項について点検する。 また、建設工事請負契約書の規定による現場代理人の工事現場常駐確認についても、あわせて点検する。</p> <p>設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。</p> <p>契約図書、施工計画書及び「段階確認及び施工状況把握一覧表」に基づき、臨場等により確認の検査を行う。</p> <p>① 工事に際し、構造物の施工計画高(上げ越し)を別途に設け施工した場合は、施工直後に監督職員は確認をしなければならない。 又、経過測定等の記録保管を指示しなければならない。</p>	<p>共仕1-1-1-37</p> <p>共仕1-1-1-16</p> <p>共仕1-1-1-35</p> <p>契 第14～15条</p> <p>契 第14条</p>

項 目	業 務 内 容	関連図書等
<p>(6) 工事施工状況の把握</p> <p>(7) 施工安全</p> <p>(8) 改造請求及び破壊による確認</p> <p>(9) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p>	<p>② 出来形等を確認するため中間検査を行う必要がある場合は、高知県建設工事監督規程及び高知県建設工事検査規程等の定めに従い実施の確認を行う。</p> <p>主要な工種について、適宜臨場により施工状況の把握を行う。</p> <p>工事施工により、第三者に事故等の恐れのある場合は総括監督員に報告し、その指示に従う。</p> <p>① 工事の施工が契約図書等に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p> <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認の上、引渡しを行う。その際、借用書または受領書を徴し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合は、総括監督員に報告しその指示に従う。</p>	<p>契 第17条</p> <p>契 第15条</p> <p>契 第15条</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">3. 円滑な施工の確保</div>		
<p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">4. 工事管理の指導等</div>		
<p>(1) 施工管理</p>	<p>工事施工に関して工程、品質、出来形等の管理は、設計図書及び施工計画書等に基づきその目的が達せられるよう、必要に応じ指導を行う。</p> <p>品質、出来形等については検査、測定及び品質、出来形管理図表等を高知県建設工事技術管理要綱の管理基準、規格値等と対比し確認を行う。</p>	<p>共仕1-1-1-23</p>

目	業 務 内 容	関連図書等
5. 工事完成の処理		
(1) 工事完成通知書の提出と受理。	<p>受注者は、工事を完成したときに10日以内に通知しなければならないが、監督職員は高知県建設工事監督規程等の規定に従い、設計図書等と照合し完成を現地確認した後、通知書を受領しなければならない。</p> <p>① 工事監督職員は工期の履行期限を確認し、期限を越したものは契約違反として、工事を安全に処置した後直ちに中止し総括監督員に報告しなければならない。</p>	契 第32条
(2) 工事検査の準備及び通知	<p>② 完成確認を認められない場合は、再工事を指示するとともに、履行期限を確認しその措置を図らなくてはならない。</p>	共仕1-1-1-20 1-1-1-20A 1-1-1-20B
(3) 工事完成検査等の立会い	<p>工事監督職員は、当該工事の契約書、設計図書、その他関係書類等検査に必要と認められるものについて準備し、また措置するよう受注者に指示するとともに検査日を連絡する。</p> <p>工事監督職員は工事の完成、中間の各段階における工事検査に立ち会うとともに、工事検査職員の指示により検査業務を補助し協力しなければならない。また、原則として事業担当班長又はチーフは検査時に立ち会わなければならない。</p>	
(4) 工事成績の評定	<p>工事検査職員が工事の検査を実施したときは工事成績評定要項に基づき工事成績の評定を行う。</p>	
6. その他		
(1) 工事の影響による損害対策	<p>工事作業による掘削、杭打ち、重機移動等により、振動、騒音、地下水遮断等の影響が考えられる場合は事前に調査等対策を立て工事を着手しなければならない。また、工事中にその影響が認められた場合は、状況を調査し総括監督員に報告をするとともにその指示に従わなければならない。</p>	
(2) 現場解体材及び発生品の処理	<p>工事現場における解体材及び発生品については、規格、数量等の調書を受領し確認した後、その処理方法について指示する。</p>	共仕1-1-1-17
1) 再生資源の利用計画及び利用促進計画と実施	<p>①再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び、その結果の再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書の作成と提出受理。</p>	
2) 産業廃棄物の計画と実績	<p>②産業廃棄物計画書及び管理票（マニフェスト）の作成と提出受理。</p>	
(3) 臨機の措置	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必軍があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	契 第27条 共仕1-1-1-41
(4) 工事事故等に対する措置	<p>工事事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し土木部土木政策課、技術管理課及び事業主管課に報告する。</p>	共仕1-1-1-29

高知県建設工事検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県建設工事検査規程（昭和42年高知県訓令第3号。以下「検査規程」という。）に基づき、建設工事の検査を実施するために必要な細目を定めるものとする。

(検査職員)

第2条 検査は検査規程第5条の規定に基づく検査職員が行うものとする。

2 検査職員は、第6項の「工事検査職員指命基準」に定めるところによる技術職員を指命しなければならないものとする。

3 債務工事の各会計年度における支払限度額の最終出来高検査は、完成検査と同様の検査として取り扱うものとする。

4 材料検査については、「工事検査職員指命基準」に定めるもののほか、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。）第18条の規定に従うものとする。

5 部分引渡の検査については、完成検査として取り扱うものとする。

6 工事検査職員指命基準は、次のとおりとする。

ただし、条件付採用職員は除く。

範 囲	検査区分	検 査 職 員
1 件の請負対象金額が5千万円以上の工事	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査 中間検査 債務各年最終出来高検査 	<ul style="list-style-type: none"> 建設検査長 工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長
	<ul style="list-style-type: none"> 出来高検査 	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ
	<ul style="list-style-type: none"> 材料検査 	<ul style="list-style-type: none"> 建設検査長 工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 事業主管課及び出先機関の監督職員
1 件の請負対象金額が5千万円未満の工事	<ul style="list-style-type: none"> 完成検査 中間検査 債務各年最終出来高検査 	<ul style="list-style-type: none"> 工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長 当該工事（少額工事を除く）を担当しない班長・チーフ
	<ul style="list-style-type: none"> 出来高検査 	<ul style="list-style-type: none"> 出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ

	・材料検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員
--	-------	--

注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第40条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。

- ・林業出先機関においては技術次長を次長とする。
- ・少額工事とは、請負額250万円未満とする。
- ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。

(検査命令)

第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。

- (1) 請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。
- (2) 監督職員から検査の要請があった場合。
- (3) 新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。
- (4) 検査の依頼委託を受諾した工事検査。

2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。

- (1) 1件の請負対象額が5億円以上の工事
- (2) 仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事
- (3) ダム工事
- (4) 100m以上のトンネル工事
- (5) 特に検査命令権者が必要と認めた工事

(検査の実施)

第4条 検査職員が検査を行うにあたっては、別に定める高知県建設工事検査技術基準に従って行うものとする。

2 中間検査については、検査規程第2条第(2)号及び監督規程第20条の規定によるほか、中間検査対象範囲及び中間検査回数並びに検査時期を次に定め実施するものとする。

(1) 中間検査対象範囲

- ア 当初請負対象金額5000万円以上の工事を原則とする。
- イ 新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。
- ウ 維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。

(2) 中間検査回数

- ア 道路、河川、橋梁(工場製作は除く。)、公園、上下水道、区画整理、砂防、海岸、港湾、漁港、建築、耕地、森林土木などの工事

請負対象金額	一般入札工事	低入札工事
5,000万円以上～15,000万円未満	1回以上	2回以上
15,000万円以上	2回以上	3回以上

イ 港湾、漁港、海岸で1工種、単純断面の工事。

請負対象金額	一般入札工事	低入札工事
5000万円以上～20,000万円未満	1回以上	2回以上
20,000万円以上	2回以上	3回以上

ウ 低入札工事とは、低入札価格調査制度調査対象工事をいう。

エ 検査回数は、上記のア、イを基本とするが、検査命令権者は必要に応じ増減することができるものとする。

オ 債務工事については、請負対象金額を年度支払限度額として読み替え適用するものとする。

(3) 中間検査の時期

検査時期は、概ね工事進捗率30%から80%の間で、監督職員が工事内容により中間検査回数に応じた最適な時期を選定し、検査命令権者に報告しなければならないものとする。

(検査の特例)

第5条 工事設備又は工所用材料で日本工業規格その他の規定に定めるものを検査する場合において、製造者の試験記録等又は試験機関の検定に基づいたものを検査にかえることができるものとする。

(検査の合否判定)

第6条 検査職員は、検査規程第2条の検査を行う場合は、検査規程第10条による検査資料と対比し、高知県建設工事検査技術基準に従い、工事の実施状況、出来形、品質、施工及びその管理並びに出来ばえ等、工事の検査結果を検査命令権者に報告するものとする。

(検査の合否決定)

第7条 検査命令権者は、検査職員の検査結果の報告を受け、総合的な判断のもとに検査の合否を決定するものとする。

2 検査命令権者は、検査の結果「不合格」と認めた場合は、不適合な箇所の出来形及び補修、改造、手直し（以下「手直し」という。）等の調査及び手直し工事の監督指導を総括監督員に指示しなければならない。

3 検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の委員は次に定める職員とする。

	議 長	会 議 委 員
5,000万円以上の検査	事業担当部局長又は事業担当部局長が指名した者	事業担当部長 事業担当技術副部長 建設検査長 検査担当課室長 事業担当課室長 契約担当課室長 その他議長が認める者

5,000万円未満の検査	検査命令権者又は検査命令権者が指名した者	出先機関のある場合	出先機関のない場合
		所長 技術次長等 土木技査・技査 工事担当課長 その他議長が認める者	事業担当課室長 副参事 技術補佐 建築技査・技査 契約担当課室長 その他議長が認める者

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、工事検査の実施に関し別途細目を定めることができる。

(適用外工事)

第9条 一般的な土木工事を除く軽微な修繕設備補修工事等については、検査規程第14条の規定により適用除外工事とすることができる。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年3月31日付け、28高技管第329号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

6 色彩、寸法及び形式

(1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi以上とする。

(2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、請負者はこれに従うとともに、工事写真等を、A4版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

(3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。また、監督職員が段階確認した場合の写真撮影は、監督職員の指示によるものとし、出来形管理写真として整理する。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には監督職員が立会、確認し写真撮影することを原則とする。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、請負者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

10 災害写真

工事中における災害については、請負者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

(1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。

(2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよう撮影をすること。

11 事故写真

事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。

12 その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）

請負者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。

環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。

(品質証明)

第10条 請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

(検査)

第11条 請負者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。

(その他)

第12条 この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。

なお、施工途中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 7 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-63	
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-63	
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-64	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		I-64	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		I-65	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-65	
		5	ブロック舗装工	基層工		I-65	
	3-2-6-15	1	路面切削工			I-66	
	3-2-6-15	2	路面切削工 (面管理の場合)			I-66	
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-66	
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			I-66-1	
	3-2-6-17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)			I-66-2	
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-67
		3-2-7-3		置換工			I-67
3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上		I-68	
3-2-7-4		2	表層安定処理工	ICT施工の場合		I-68	
3-2-7-5			パイルネット工			I-68	
3-2-7-6			サンドマット工			I-68-1	
3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-68-1	
				ペーパードレーン工		I-68-1	
				袋詰式サンドドレーン工		I-68-1	
3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-68-1	
3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工		I-69	
				高圧噴射攪拌工		I-69	
				スラリー攪拌工		I-69	
				生石灰パイル工		I-69	
3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工		I-69		
3-2-7-9	3	固結工	中層混合処理		I-69-1		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-70	
				鋼矢板		I-70	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-70	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-70	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-70	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-71		
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			I-71	
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			I-71	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85		

【第3編 土木工事共通編】

出来形管理基準及び規格値 索引

第 節	11 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第 節	12 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費 (金属支承工)		I-72
			2	一般事項	鑄造費 (大型ゴム支承工)		I-73
			3	一般事項	仮設材製作工		I-74
			4	一般事項	刃口金物製作工		I-74

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I-130
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-130
	10-6-8-5		明り巻工			I-131
第6A章 トンネル (矢板)						
第5節 覆工	10-6A-5-3		覆工コンクリート工			I-132
	10-6A-5-4		床版コンクリート工			I-132
	10-6A		インバート本体工			I-133
	10-6A		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-134
	10-11-6-4		カラー継手工			I-134
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-134
		2	防水工	防水保護工		I-134
3		防水工	防水壁		I-135	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-135
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I-135
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I-136
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2 現場打躯体工	I-134
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-136
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2 管路工 (管路部)	I-135
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2 ハンドホール工	I-136
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	I-66
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	I-66
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			I-137
	10-14-4-5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合)			I-137
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	I-66
	10-14-4-7	1	路上再生工	路盤		I-137
		2	路上再生工	表層		I-138
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30 集水桝工	I-19
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	I-18
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工
10-14-6-4			防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	I-9
10-14-6-5			ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	I-9
10-14-6-6			車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	I-9

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	I-8
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	I-118
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	I-119
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6 照明工	I-119
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	I-87
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	I-87
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	I-26
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5 石積(張)工	I-27
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	I-115
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	I-17
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2 植生工	I-84
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	I-85
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	I-86
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	I-86
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	I-17
			ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	I-17	
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	I-127
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	I-127
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	I-127
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	I-127
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	I-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-139
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	I-80
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	I-66
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	I-66
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5 切削オーバーレイ工	I-137
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	I-66
	10-16-5-7	1	路上再生工	路盤	10-14-4-7 路上再生工	I-137
		2	路上再生工	表層	10-14-4-7 路上再生工	I-138
10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	I-62	
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	I-18
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30 集水枡工	I-19
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	I-18
	10-16-6-7		場所打水路工			I-140
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	I-18

出来形管理基準及び規格値

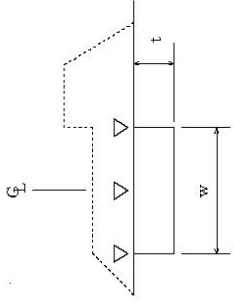
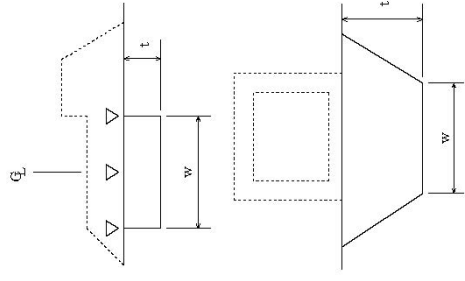
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高と切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17(17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16	舗装打換え工	舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						厚さ t	該当工種				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		3-2-6-17	
						平坦性	-	3mプロファイルガー (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
									2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。			
									3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
									4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。			
									5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2
							施工厚さ t	-50			
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3	2	7	地盤改良工	3		置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
							置換厚さ t	-50			
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	基準高 ∇	-50	25本に1ヶ所。 25本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4 以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上			
								全本数 $L = \varrho_1 - \varrho_2$ ϱ_1 は改良体先端深度 ϱ_2 は改良体末端深度		3-2-7-9
	基準高 ∇	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9					
	位置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)							
	杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)							
	改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																						
3		2	12	1	1	鑄造費(金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	<table border="1"> <tr> <td>孔の直径差</td> <td>+2 -0</td> </tr> <tr> <td>ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>中心距離</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>>1000mm</td> <td>+3 -1</td> </tr> <tr> <td>ドリル加工孔</td> <td>+4 -2</td> </tr> <tr> <td>孔の中心距離 ※1</td> <td>JIS B 0403-1995 CT13</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>+0 -1</td> </tr> <tr> <td>ボスの高さ</td> <td>+1 -0</td> </tr> <tr> <td>ボスの直径</td> <td>+0 -1</td> </tr> <tr> <td>ボスの高さ</td> <td>+1 -1</td> </tr> </table>	孔の直径差	+2 -0	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1以下	中心距離	1以下	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1.5以下	>1000mm	+3 -1	ドリル加工孔	+4 -2	孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13	ボスの直径	+0 -1	ボスの高さ	+1 -0	ボスの直径	+0 -1	ボスの高さ	+1 -1	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※5) 組立て後に測定		3-2-12-1
孔の直径差	+2 -0																																
ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1以下																																
中心距離	1以下																																
ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1.5以下																																
>1000mm	+3 -1																																
ドリル加工孔	+4 -2																																
孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13																																
ボスの直径	+0 -1																																
ボスの高さ	+1 -0																																
ボスの直径	+0 -1																																
ボスの高さ	+1 -1																																
						アンカーバー用孔(鑄放し) アンカーボルト	センターボス																										
							ボス																										
							ボス ※5																										

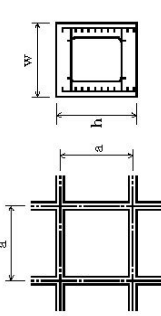
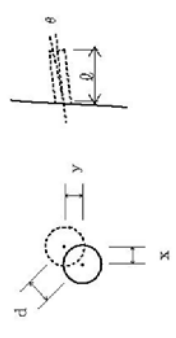
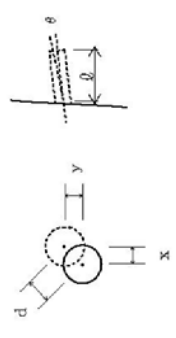
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

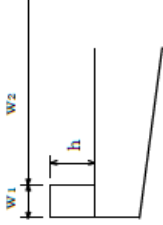
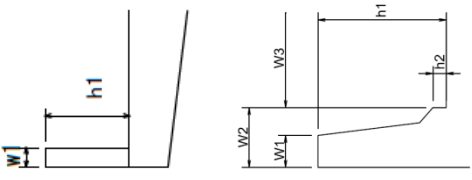
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		3-2-14-3
								$\ell \geq 3\text{m}$			
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		厚さ t	$t < 5\text{cm}$	<p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
								$t \geq 5\text{cm}$			
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		延 長 L	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上	<p>I 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
								-200			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほか「3 次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\phi \geq 10\text{m}$	-200			
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
							棒中心間隔 a	±100			
							延長 L	-200			
	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法砕工 (ブレイキヤスト法砕工)	法長 ϕ	$\phi < 10\text{m}$	-100	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほか「3 次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4
							$\phi \geq 10\text{m}$	-200			
							延長 L	-200			
							削孔深さ ϕ	設計値以上			
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5 度			
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6	アンカー工	全数	せん孔深さ ϕ	設計値以上	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-2-14-6	
							配置誤差 d				100
							せん孔方向 θ				±2.5 度

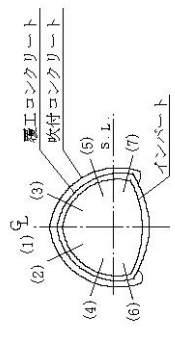
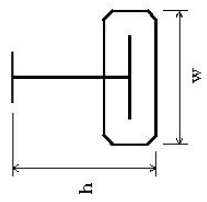
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	鋼橋上部	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
							アンカーボルト定着長	-20 以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
10	道路編	4	鋼橋上部	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
							地覆の高さ h	-10～+20			
							有効幅員 w_2	0～+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
							地覆の幅 w_2	-10～+20			
							高さ h_1	-20～+30			
							高さ h_2	-10～+20			
							有効幅員 w_3	0～+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
							高さ	±4			

出来形管理基準及び規格値

編		10 道路編		10 道路編		10 道路編	
章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準
5	コンクリート橋上部	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シリング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長
					高さ	10 -5	
					桁 スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) / かつ -30mm 以内	
6	トンネル (N A T M)	3		吹付工	横方向最大タワミ	0.8ℓ	施工延長 40m 毎に区に示す。 (1)~(7) 及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技 術基準 (構造編) にいう地盤等級 A 又 は B に該当する地盤とする。
					吹付け厚さ	設計吹付け厚以 上。ただし、良好 な岩盤で施工端 部、突出部等の特 殊な箇所は設計吹 付け厚の 1/3 以 上を確保するもの とする。	
6	トンネル (N A T M)	4		ロックボルト工	位置関係	—	施工延長 40m 毎に断面全本数検測。
					角	—	
					削孔深さ	—	
					孔	—	
					突出量	プレート下面 から 10cm 以内	

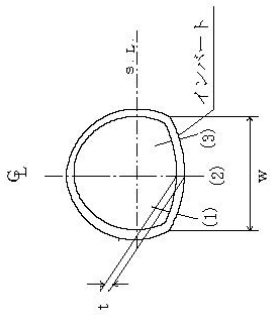
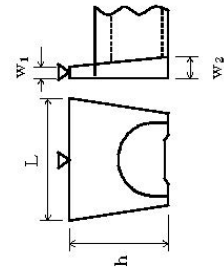
単位：mm



出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (扶頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	-			
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		10-6-5-5
						厚さ t	-30			

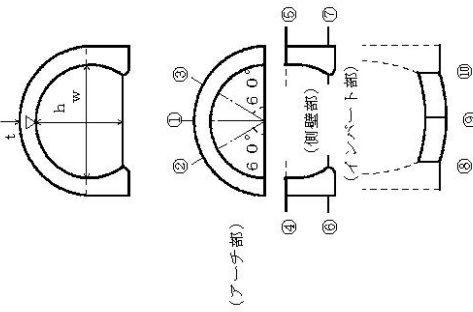
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	4		インバート本体工	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 40m につき 1ヶ所。 (2) 厚さ (4) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (5) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
								厚さ t	設計値以上			
								延長 L	—			
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	4		坑門本体工	坑門本体工	基準高 ∇	± 50	図面の主要寸法表示箇所所で測定。		10-6-8-4
								幅 w_1, w_2	-30			
									高さ h			
延長 L	-200											

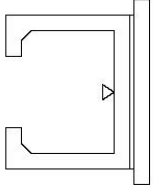
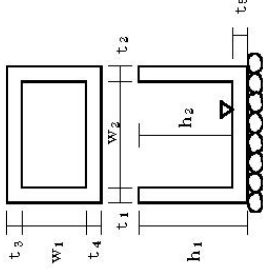
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	8	坑門工	5	明り巻工				10-6-8-5			
												基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。
												幅 w (全幅)	-50	
												高さ h (内法)	-50	
												厚さ t	-20	
延長 L	—													

単位：mm



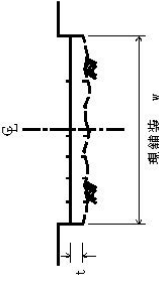
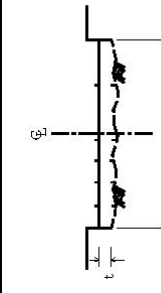
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	12	電線共同溝	3		プレキャストボックス工(特殊部)	基準高 ∇	± 30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
						規格値				
10	12	電線共同溝	2		ハンダボール工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
						規格値				

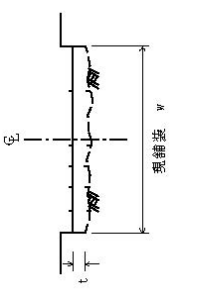
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 <p style="font-size: small;">現舗装 w</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ² プロファイルター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 <p style="font-size: small;">現舗装 w</p>	10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ² プロファイルター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要	編 号
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7	1	路上再生工 (路盤)	厚さ t	-30	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定 (最少2ヶ所)。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び 中央の3点を掘り起こして測定(最少3 ヶ所)。		10-14-4-7
						路盤 幅 w	-50			
						延長 L	-100			

単位：mm

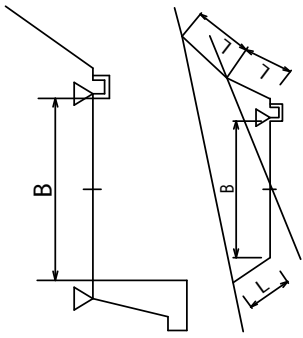
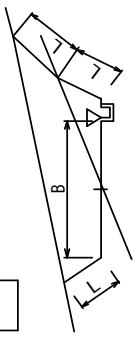
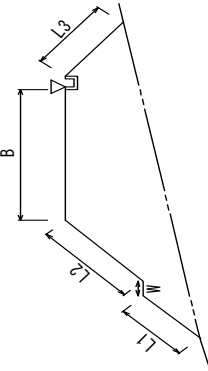
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	4	6			異形コンクリートブロック工			第7編河川海岸編に準ずる。		
12	5	3			中心線 ※上段カック書きは、林業 専用道等の砂利道に適用	IPの位置	(±30.0´) 交角±1.5´	全IP		
						IP間	(±0.50%) ±0.25%			
						距離	(±200) ±100			
						測点間距離	(±100) ±50			
		偏心	(±100) ±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		縦断・路面 ※上段カック書きは、林業 専用道等の砂利道に適用	基準高 ▽	(±100) ±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。		
						全 幅 B	(-100 +200) -100 +200			
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		切土	舗装面と接する場合の 基準高は±30とする。		施工延長40mにつき1箇所、40m以下のも のは1施工箇所につき2箇所。		土質判定線を 記入する。
						法 長 L	-200			
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		盛土(路体) 盛土(路床)	1割未満	法長 -4%	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のも のは1施工箇所につき2箇所。		
						1割以上	±0.5分			
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		盛土法面整形	幅 W	±1.0分	第1編2-4-5法面整形工に準ずる。		
						法 長 L	-100			
12	治山林道編	5 林道工	3 土工		盛土法面整形	1割未満	法長 -2%	第1編2-4-5法面整形工に準ずる。		
						1割以上	±0.5分			
12	治山林道編	5 林道工	4				-100			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 既設杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
			外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目達い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下			
	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
その他			鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。(20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定		設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試験の採取回数一般に単杭で30本1コ回、継杭では20本1コ回とし、採取本数は1回につき3本とする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 既設杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一様に単杭では30本以上、連続では20本以上とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20V/mm ²	
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュヤランを用いている場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼スラグには適用しない。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> CS：クラッシュヤラン鉄鋼スラグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> CS：クラッシュヤラン鉄鋼スラグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	道路用スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び基層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 再生クラッシュヤランに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び基層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が3mm 以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の98%以上 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の98%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 95%以上 X ₆₋₉ 96%以上 X ₀₋₅ 97%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は既時時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び基層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
		必須	ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		全幅、全工区で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> セメントコンクリートの路盤に適用する。 	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び基層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 	
		その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び基層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	
8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びNMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 但し、鉄鋼スラッグには適用しない。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上(14日)	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が3mm以下の場合のみ適用できる	最大乾容密度の98%以上 縮固め度は、個々の測定値が最大乾容密度の98%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 $X_{10} \sim 95\%$ 以上 $X_{6-9} \sim 95.5\%$ 以上 $X_{3-5} \sim 96.5\%$ 以上	中規模以上：定期的又は随時(1,000㎡につき1回)。最少3回。 小規模：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	
		その他	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 安定処理材に適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時(1回～2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
10 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が3mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 95%以上 X ₆₋₉ 95.5%以上 X ₃₋₅ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期単回又は取替時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			
11 アスファルト舗装	材料	必須	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-293, [4]-297	±1.2%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき (1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下				○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下				○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下				○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.17による。				○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			ファイラーのフロート試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下			
			ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-74	3%以下			
			ファイラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[2]-78	1/4以下			
			製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	引火点試験	JIS K 2265-1	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前		○
				JIS K 2265-2				
			薄膜加熱試験	JIS K 2265-3	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○
				JIS K 2265-4				
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○
				JIS K 2207				
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○
				JIS K 2207				
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○
				舗装調査・試験法便覧[2]-212				
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4			○
				舗装調査・試験法便覧[2]-224				
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
				舗装調査・試験法便覧[2]-289				
粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度		中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○			
	舗装調査・試験法便覧[2]-16							
粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○			
	舗装調査・試験法便覧[2]-16							
アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内			○			
	舗装調査・試験法便覧[4]-238							
温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。		随時	○			
	温度計による							

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44				
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18				
		舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	<p>基準密度の94%以上。 締固め度γは、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値についてγ以下を満足するものとする。 $X_{10} \sim 96\%$以上 $X_{6-9} \quad 96\%$以上 $X_{3-5} \quad 96.5\%$以上 歩道箇所：設計図書による。</p>	<p>中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が$2,000\text{m}^2$以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 ・橋面舗装はコア採取しないでA_s合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。</p>	
			温度測定(初転圧前)	温度計による	110℃以上	既時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			外觀検査(混合物)	目視		既時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による	舗設車線毎 200m 毎に1回		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
12 転圧コンクリート	材料（TISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験	/	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	/	/		
			マージナル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いすねかき方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率：96%		/	/		
			ランマー突き固め試験	/	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率：97%		/	/		
					含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がばいを得ず行えない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
					コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。	/	
				その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22 設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。	/	○
			骨材の単位容積質量試験		JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。	/	○	
					骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	/	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合:40%以下		○	
					骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等）3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）		/	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
12 転圧コンクリート			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	○	観察で問題なければ省略できる。			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	○	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。			
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○				
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○				
			純粋混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	○	上水道を使用している場合は試験ご換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。			
				回収水の場合： JIS A 5308付属書C	モルタルの圧縮強度比：材齢及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	○	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。			
					水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	○	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。			
				製造 (ファクト)	計量設備の計量精度						
				その他							

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
12 転圧コンクリート	製造(フラスコ) (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前および工事中1回/年以上。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験。またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○			
			細骨材の表面水率試験	連続ミキサの場合: 土木学会規準JSCF-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下 設計図書による	工事開始前および工事中1回/年以上。		○			
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
			コンシステンシーVC試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○			
			マージナル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-344 ※いすおかの方法	修正VC値の±10秒 目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。					
			ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-290 ※いすおかの方法	目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	試験回数: 7回以上 (1回おお個以上の供試体の平均値)の場合、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ① 1回の試験結果は適合基準強度の85%以上 ② 8回の試験結果の平均値は適合基準強度以上	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	施工	必須	温度測定 (コンクリート)	温度計による		2回/日 (午前・午後) 以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m ² に1回 (横断方向に3箇所)		
13 グースアスファルト舗装	材料	必須	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が、0.00m²以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。			○
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下			○
			簡便ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)			○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
引火点試験	JIS K 2265-1, 2, 3, 4	240℃以上		○				
蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下		○				
密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³		○				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13 グースアスファルト舗装	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧[3]-402	貫入量(40℃) 目標値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各1回、ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧[3]-407	3~20秒(目標値)			
			ホイールトラックケンダ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	300以上			
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-79	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度			
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内			
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220℃以下 石粉: 常温~150℃			
			温度測定(初庫王前)	温度計による。				
			14 路床安定処理工	舗設現場 材料	必須			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 (3種) ※右記試験方法 (種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧[4]-185次砂法	設計図書による。	500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事又は工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 		
				また、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)	設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。			
				また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	<ul style="list-style-type: none"> 1日以上の層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m^2を標準とし、1日の施工面積が2,000m^2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 500m^2未満: 5点 500m^2以上1,000m^2未満: 10点 1,000m^2以上2,000m^2未満: 15点 1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床とも1日の1層あたりの施工面積は、500m^2を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m^2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはいしなないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 			
				舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。			<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラートラック等を用いるものとする。 ・セメントカーポートの路盤に適用する。
				JIS A 1215		延長40mにつき1箇所を割で行う。			
				JIS A1222 JIS A 1203	設計図書による。 設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。 500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事又は工事当たり3回以上。			
				舗装調査・試験法便覧[1]-284	設計図書による。	ブルーローリングでの不良箇所について			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	(ベンガルペーパ) JIS A 1216	設計図書による。	実施 当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定(3種類) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 鋪装調査・試験法便覧[4]-185突砂法 または、 RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事では1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 最大粒径$< 100\text{mm}$の場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
15 表層安定処理工(表層混合処理)				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 500m²未満: 5点 500m²以上1,000m²未満: 10点 1,000m²以上2,000m²未満: 15点 		
			ブルーフローリング	鋪装調査・試験法便覧[4]-288		<ol style="list-style-type: none"> 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m²を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 		
						路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラ 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
15 表層安定処理工(表層混合処理)		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	ヤトラック等を用いるものとする。		
			現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事おし工事あたり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[2]-16 (パンダリベータ)		設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		設計図書による。 なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したものである。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。 ポーリング等により供試体採取する。	
16 固結工	材料	必須	ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。		
			改良体全長の連続性確認	ポーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をポーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。	・ポーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したポーリングコアを利用してもよい。		
17 アンカー工	施工	必須	土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤部+強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤部+強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は監督職員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したポーリングコアを利用してもよい。		
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	繰り返りまぜ開始前記試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は設計面最大荷重の約0.1倍とし、	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 アンカー工	施工	必須	確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重(計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する)1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> 定着時緊張力確認試験 残存引張力確認試験 リフトアウト試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。 	
17-2 鉄筋挿入工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201 JSCE-F521	設計図書による。	繰り返し開始前前記試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
18 補強土壁工	材料	必須	受入れ試験(1サイクル確認試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル(地盤工学会)を参照	最大試験荷重/設計荷重とする。	施工数量の3%かつ最少3本以上とし、全体を代表する箇所を実施する。	受入れ試験は、施工された補強材の引張耐力が設計引張力を満足するものであるかを確認するために行う。	
		必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
		必須	外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
		必須	コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
		必須	現場密度の測定(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 縮固め試験法[4]-256 縮固め試験法 縮固め試験法便覧[4]-256 欠形法	次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上。(縮固め試験(JIS A 1210)A・B法) もしくは、90%以上(縮固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも縮固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう	橋台背面アブローチ部における規格値は、下記のとおりとする。 (縮固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	

(次頁に続く)

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 現場交付法 枠工	製造（T・Sマーク表示されなかったレーシングシートを使用する場合は除く） 施工	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。 コンクリートの総使用量が350m ³ 未満の場合には1回、1回以上はレイアウトコンクリート工場（JISマーク表示）の品質証明書等のみとすることができる。	○	
				連続ミキサの場合： 土木学会規格JSCF-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			
		必須	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上は構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1回種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1回、1回以上はレイアウトコンクリート工場（JISマーク表示）の品質証明書等のみとすることができる。	○
				JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規格JSCF F561-2013	設計図書による	・参考値：18N/mm ² 以上（材令28日） ・1回種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1回、1回以上はレイアウトコンクリート工場（JISマーク表示）の品質証明書等のみとすることができる。・σ28については、高知県生コンクリート工業組合技術センターにおいて試験を行うこと。		
その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前1回、午後1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・1回種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1回、1回以上はレイアウトコンクリート工場（JISマーク表示）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018、503-2018）または設計図書の規定により行う。	○		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・1回種当りの総使用量が350m ³ 未満の場合には1回、1回以上はレイアウトコンクリート工場（JISマーク表示）の品質証明書等のみとすることができる。	○	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 現場付法 枠工			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
21 河川土工	材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$) 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。	築堤は、1,000 m^2 に1回の割合、または堤体延長20 m に3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
			土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		

(次頁に続く)

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22. 海岸土工			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	土の透入試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	<p>最大粒径$\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径$> 53\text{mm}$ 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突入法</p> <p>または、 RT計器を用いた盛土の締め管理要領(案)による。</p>	<p>最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%$\leq Sr \leq 75\mu\text{m}$ふるい通過分$< 50\%$) 空気間隙率$V_a$が$V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50%$\leq Sr \leq 75\mu\text{m}$ふるい通過分)] 飽和度$Sr$が$85\% \leq Sr \leq 95\%$または空気間隙率$V_a$が$2\% \leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。</p> <p>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記より難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%$\leq Sr \leq 74\mu\text{m}$ふるい通過分$< 50\%$) 空気間隙率$V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50%$\leq Sr \leq 75\mu\text{m}$ふるい通過分)] 飽和度$Sr$が$85\% \leq Sr \leq 95\%$または空気間隙率$V_a$が$2\% \leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。</p>	<p>築堤は、1,000m^2に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。</p>	<p>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。</p>	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められるとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィックリテイヤが悪いとき。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22 海岸土工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。				
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。				
			施工	必須	現場密度の測定 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 縮表調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築堤は、1,000 m^2 に1回の割合、または躯体延長20 m に3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	
						または、 「R1計器を用いた盛土の縮固め管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
22 海岸土工				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の縮固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ縮固められたことを確認する。 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">追加</div>	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
						含水比の変化が認められたとき。			
						トライフイカビリティが悪いとき。			
23 砂防土工	材料	必須	土の縮固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
						土の含水比試験			設計図書による。
						コーン指数の測定			設計図書による。
23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定（3種類）のいずれかを実施する。 ※右記試験方法	最大粒径≦53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧「4」-256 突砂法 または、 RT計器を用いた盛土の縮固め管理要領（案）」による。	最大乾密度の85%以上、または設計図書が示された値。 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	1,000m ³ につき1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
				盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。				
				1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 道路土工	材料	必須	土の縮固め試験 CBR試験 (路床) 土の粒度試験 土粒子の密度試験 土の含水比試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の三軸圧縮試験 土の圧密試験 土のせん断試験 土の透水試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合(材料が岩砕の場合を除く)。		
				JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合(材料が岩砕の場合は除く)。		
				JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した場合。		
				最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 縮固め調査・試験法(便覧「4」-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上。(縮固め試験 (JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取り付け部：次の密度への縮固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上。(縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)は、90%以上 (縮固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも縮固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカリティが確保できる含水比において、空気間隙率が $2\% \leq Va \leq 10\%$ または飽和Srが $85\% \leq Sr \leq 95\%$ ・路床及び構造物取り付け部：トラフィカリティが確保できる含水比において、空気間隙率が $2\% \leq Va \leq 8\%$ ただし、縮固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m^3 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取り付け部の場合、500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	必須		または、 RT計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・ 路床及び構造物取り付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上。(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) もしくは、92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路体、路床及び構造物取り付け部：自然含水比またはトリアキピリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 <p>ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用すること、ができる。 または、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。</p> <p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500m²を標準とし、1日の施工面積が2,000m²以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500m²未満：5点 ・ 500m²以上1000m²未満：10点 ・ 1000m²以上2000m²未満：15点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・ 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</p> <p>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>	<p>1. 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</p>	
			ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 道路土工		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤ご適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。		
25 捨石工	土工	必須	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラファイカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (バンガルメータ)	設計図書による。	プルーフローリングでの不良箇所について実施		
			岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	○	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値 ・硬石：糸2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石：糸2.5~2g/cm ³ ・軟石：糸2g/cm ³ 未満
25 捨石工	土工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。		○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	○	・500m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・準硬石：980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石：980.66N/cm ² 未満
			岩石の形状	JIS A 5006	うすっぱらなもの、細長いものであってはならぬ。 5,000m ³ につき1回の割合で行う。 但し、5,000m ³ 以下のものは工事2回実施する。	5,000m ³ 以下は監督職員承諾を得て省略できる。	○	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
26 コンクリートダム	材料（TISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年11月21日14高土企第264号付け土木部長通知）による	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用砂） 高炉砂が骨材 JIS A 5011-2（コンクリート用砂） フェニカル砂が骨材 JIS A 5011-3（コンクリート用砂） 骨材-第2部： 銅砂が骨材 JIS A 5011-4（コンクリート用砂） 骨材-第4部： 電気酸化処理砂が骨材 JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）			
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	○		
		○	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上	○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	○		
		○	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
29-2 防水工材料(NATM)	シート材	必須	材料	EVA	PCV	ECB	1) 施工開始前1回 2) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回	○	
			比重	JIS K 6773	0.95 ± 0.05	0.30 ± 0.05			1.00 ± 0.05
			硬さ	JIS K 6773	98 以下	98 以下			98 以下
			厚さ	JIS A 6008 準拠	幅方向5測点平均値が指定厚さ以上であり、最小厚さが-5%以内のこと				
			指定厚(mm)		0.8	1.0			1.5
			引張強さ(N/mm ²)	JIS K 6773	16 以上	16 以上			10 以上
			伸び(%)	JIS K 6773	30 以上	20 以上			18 以上
			引張強(N/cm)	JIS K 6301	600 以上	280 以上			500 以上
			柔軟(°C)	JIS K 6773	500 以上	100 以上			350 以上
			耐薬品性 質量変化率(%)		500 以上	400 以上			400 以上
			継目強度試験(%)	JIS 706	-30 以下	-30 以下			-30 以下
			アルカリ		±1 以内	±1 以内			±1 以内
					20 以上	35 以上			30 以上
					EVA: チレン酢酸ビニル共重合体 PVC: ポリ塩化ビニル ECB: レン共重合体・ビチェルト				
			裏面緩衝材	必須	厚さ	JIS L 1096			3.0mm 以上
単位面積当りの質量	測定荷重20/cm ²								
引張強さ	JIS L 1096	300g/m ² 以上							
伸び	JIS L 1096	200N [*] /cm 以上							
引張強さ	JIS L 1096	50N [*] /cm 以上							
伸び	JIS L 1096	20% 以上							
引張強さ	JIS L 1096	50% 以上							
引張強さ	JIS L 1096	50N 以上							
引張強さ	JIS L 1096	50N 以上							
引張強さ	JIS L 1096	50N 以上							
施工	必須	溶着接合部検査	加圧検査試験	(参考) 防水シート厚が0.8~1.5mmの場合は加圧0.15~0.2N/mm ² 、1.5mmを超える場合は加圧0.20~0.29N/mm ² 、で2分間保持し、漏気がなく、圧力低下率が20%以内であること。	覆工コンクリート打設スパンごとに1回以上	覆工コンクリート打設前に実施する			
		補修箇所検査	負圧検査試験	負圧6.7~13.3kPa程度で10秒間保持し漏気がないこと	補修箇所発生ごと	覆工コンクリート打設前に実施する			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
30 路上再生工 (路盤)	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR20%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 		
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256	基準密度の98%以上。	1,000㎡以上1回			
			土の一軸圧縮試験	砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が3mm以下の場合のみ適用できる 舗装調査・試験法便覧[4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。		
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
31 路上再生工 (表層)	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207	/	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。				
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207							
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218							
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309							
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318							
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16							
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。					「アスファルト舗装」に準じる。	○	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218					基準密度の96%以上	1,000m ² につき1個	空疎率による管理でもよい。
			温度測定	温度計による					110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。					-0.7cm以内	1,000m ² 毎	/
その他	/	/	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。				
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内						
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内						

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
32 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			
			ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			
			ファイラーのフロート試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下			
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下			
		その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上			
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)			
			引火点試験	JIS K 2265-1～-4	260℃以上			
			薄板加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			
			薄板加熱軟化率	JIS K 2207	65%以上			
			タフネス・テナシディ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	タフネス：20N・m			
			密度試験	JIS K 2207				
			密度試験	JIS K 2207				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
32 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルレイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道務維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○		
			粒度 (75 μmフルレイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75 μmふるい：±5%以内基準粒度					
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内					
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。				随時	
			水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による				随時	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44						○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18						○
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-110						○
			温度測定 (初期縮固め前)	温度計による。						
			現場透入試験	舗装調査・試験法便覧[1]-154	X10 1000ml/15sec以上 X10 300ml/15sec以上 (歩道箇所)				随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)
		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-224	基準密度の94%以上。 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X10- 96%以上 X6-9 96%以上 X3-5 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道務維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○		
			外観検査 (混合物)	目視		随時				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
32-2 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上	施工前、材料変更時		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「簡易舗装要綱」3-3による。	施工前、材料変更時			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：9以下 上層路盤 PI：4以下	施工前、材料変更時			
			一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	上層路盤 セメント安定処理 一軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm ² (25kgf/cm ²)以上。 石灰安定処理 一軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm ² (7kgf/cm ²)以上。 「アスファルト舗装」に準じる	施工前、材料変更時			
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる		当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合		
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027, 2028	ASTM D 2027, 2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合		
			現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3 舗装試験法便覧 3-7-7	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上	1,000m ² /1個 最少3個			
			粒度 (2.36mmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤：2.36mmふるい：±15%以内 表層：2.36mmふるい：±12%以内	路盤：当初及び材料の変化時 表層：当初及び材料の変化時			
			粒度 (75μmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤：75μmふるい：±6%以内 表層：75μmふるい：±4.5%以内	路盤：当初及び材料の変化時 表層：当初及び材料の変化時			
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量 (表層)：±1.5%	1~2回/日または1回時。	瀝青安定処理、表層に適用する。		
32-2 簡易舗装工			フルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4	全面		・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。		
			温度測定 (敷きならし)	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理、表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1回時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
33 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16	3.8%以上	再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○				
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318								
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マニヤル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○				
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。			洗い試験で失われる量とは、試験のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいこととまると、水洗後の75μmふるいこととまるとを気乾もしくは60℃以下の乾燥し、その質量の差からもとめる。	○		
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○				
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数				○		
	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○						
	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。						○			
	水浸ホイールトラック安定度試験	その他		舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。					設計図書による。	耐水性の確認	○
				舗装調査・試験法便覧[3]-44				耐流動性の確認	○			
				舗装調査・試験法便覧[3]-18								

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
33 プラント再生舗装工	舗装現場	必須	外観検査(混合物)	目視					
			温度測定(初車圧前)	温度計による。				測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 $X_{10} \sim 96\%$ 以上 $X_{6-9} \sim 96\%$ 以上 $X_{3-5} \sim 96.5\%$ 以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 縮固め度は、個々の測定値が基準密度以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 $X_{10} \sim 95\%$ 以上 $X_{6-9} \sim 95.5\%$ 以上 $X_{3-5} \sim 96.5\%$ 以上	中規模以上:定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模:異常が認められひたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。		
34 工場製作工(鋼橋主脚材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認					
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。 JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	○	
35 ガス切断工	施工	必須	外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる			
			表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ: 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ: 100 μ m以下 (ただし、切削による場合は50 μ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013)に規定する最大高さ粗さ R_a とする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあつてはならない 二次部材: 1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みを帯びているが、滑らかな状態のもの。				
		その他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
	ベベル精度		計測器による計測						
	真直度								

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 排水構造物工	10-16-6-3側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-16-6-4管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
	10-16-6-5集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	Ⅲ-8
	10-16-6-6地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅲ-8
	10-16-6-7場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅲ-8
	10-16-6-8排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅲ-8
第7節 縁石工	10-16-7-3縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅲ-4
第8節 防護柵工	10-16-8-3路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-4防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-5ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅲ-4
	10-16-8-6車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅲ-4
第9節 標識工	10-16-9-3小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅲ-4
	10-16-9-4大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅲ-45
第10節 区画線工	10-16-10-2区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅲ-4
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅲ-5
	10-16-12-5ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅲ-45
	10-16-12-6照明工		10-2-12-6照明工	Ⅲ-45
第14節 擁壁工	10-16-14-3場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅲ-26
	10-16-14-4プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅲ-26
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅲ-10
	10-16-15-4石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅲ-11
第16節 カルバート工	10-16-16-4場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅲ-43
	10-16-16-5プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅲ-8
第17節 法面工	10-16-17-2植生工		3-2-14-2植生工	Ⅲ-25
	10-16-17-3法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅲ-25
	10-16-17-4法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅲ-25
	10-16-17-6アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅲ-25
	10-16-17-7かご工	じゃかご	3-2-3-27じゃかご	Ⅲ-7
	ふとんかご	3-2-3-27ふとんかご、かご枠	Ⅲ-7	
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅲ-43
	10-16-18-5落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅲ-43
	10-16-18-6防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅲ-43
	10-16-18-7雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅲ-43
第20節 鋼桁工	10-16-20-3鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅲ-51
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3鋼橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
	10-16-21-4PC橋支承工		6-4-9-10支承工	Ⅲ-28
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4落橋防止装置工			Ⅲ-52
	10-16-22-6地覆工		6-4-12-4地覆工	Ⅲ-28
	10-16-22-7橋梁用防護柵工		6-4-12-5橋梁用防護柵工	Ⅲ-28
	10-16-22-8橋梁用高欄工		6-4-12-6橋梁用高欄工	Ⅲ-28
	10-16-22-9検査路工		6-4-12-7検査路工	Ⅲ-28
第25節 現場塗装工	10-16-25-3橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅲ-8
	10-16-25-6コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅲ-5

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回〔掘削後〕	
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔掘削後〕	
	「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	40mに1回〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回〔施工後〕	
「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回〔施工後〕								
	「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。							

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「0mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ 補強材の長さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 各段長さが変わる毎に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ	200mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
						幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 埋戻工	巻出し厚	40m毎3層に1回近撮と全景 〔巻出し時〕	
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	・出来ばえの撮影・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
木 工 事 共 通 編	般 施 工	般 舗 装 工				整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000 m ² に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	6	15		路面切削工	厚さ(基準高)幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	各層毎1回/1施工箇所 〔施工後〕	
3	2	6	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布後〕	
						修正状況	200mに1回 〔修正後〕	
3	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	8		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100m ² に1回又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	100m ² に1回又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	25本に1回、25本以下は2回 〔打込後〕	
						深度	全数量 〔打込前後〕	
						ただし、(スラリー攪拌工)において、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる		
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「施工履歴データを用いた 出来形管理要領(表層安定処理 等・中層地盤改良工事編)(案)」に より出来形管理資料を提出する場 合は、出来形管理に関わる写真管 理項目を省略できる。	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込前後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	全数量 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数量 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇」に1回又は1施工箇所「○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						幅、 高さ、 枠中心間隔	枠延延長100mに1回又は1施工箇 所に1回 〔施工後〕 ただし、「空中写真測量(無人航空 機)を用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」に基づき写真測量に用い た画像を納品する場合には、写真 管理に代えることができる。	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	6		アンカー工	削孔深さ	全数 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数 〔施工後〕	